

鳥取県魚を育む内水面漁業活動支援事業費補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 30 日第 201500187589 号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県魚を育む内水面漁業活動支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、魚を育む川づくりを実現するため、内水面漁業等に携わる者から提案のある河川及び湖沼の環境保全活動等を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる団体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 別表の第 3 欄に掲げる者

(2) 公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金。ただし、別表の第 5 欄に○印を付した対象事業であって、同表の第 3 欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に係る本補助金の額以上の間接補助金を交付する場合に限る。

2 本補助金の額は、対象事業に要する別表の第 4 欄に掲げる経費（以下「対象経費」という。）（同表の第 6 欄に定める額を上限とする）の範囲内において、知事が別に定める額（仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始予定の 20 日前までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、別表の第 8 欄に掲げるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が 5 パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第 2 条第 7 項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む対象経費の額の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 20 日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第 4 号によるものとする。

3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む対象経費の額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第 6 条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第 3 条第 1 項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第 12 条 (第 4 項を除く。)、第 13 条、第 14 条、第 16 条第 2 項後段、第 17 条、第 25 条及び第 26 条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第 2 号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第 3 号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第 7 条 規則第 1 2 条第 1 項の知事が別に定める変更は、対象事業ごとに別表の第 7 欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第 5 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第 8 条 補助事業者は、第 6 条の規定により付した規則第 1 2 条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第 2 号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第 5 条第 1 項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 1 2 条第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。) の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第 7 欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(実績報告の時期等)

第 9 条 規則第 1 7 条第 1 項の規定による報告 (以下「実績報告」という。) は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第 1 7 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 30 日が経過する日

(2) 規則第 1 7 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、対象事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日

2 規則第 1 7 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、別表の第 9 欄に掲げるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者 (以下「補助事業者」という。) は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額 (以下「実績報告控除税額」という。) が交付決定額に係る仕入控除税額 (以下「交付決定控除税額」という。) を超える場合は、対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額 (交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額) を超えるときは、様式第 5 号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第 10 条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第 11 条 規則第 2 5 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める耐用年数に相当する期間 (同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間) とする。

2 規則第 2 5 条第 2 項第 4 号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が 500 千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、前条第2項各号に掲げる財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年度の事業から運用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の事業から運用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月14日から施行し、平成31年度の事業から運用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月14日から施行し、令和4年度の事業から運用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月28日から施行し、令和5年度の事業から運用する。

様式第 1 号

年度鳥取県魚を育む内水面漁業活動支援事業費補助金
事業の実施に要する経費に関する調書（精算額算出内訳）

事業者名 _____

(単位：円)

事業分類	対象経費の支出 (予定) 額 (A)	その他収入 (予定) 額 (B)	基準額 (C)	選定額 (A) - (B) の額 及び (C) の額を比 べて低い方の額 (D)	交付額 (E)	交付決定額 (実績時のみ) (F)	差引過不足額 (実績時のみ) (E) - (F)
河川及び湖沼内 の水産資源増殖			/	/	/	/	/
鳥獣による内水 面漁業活動への 被害の防除							
内水面漁場環境 の改善							
内水面漁業又は 環境保全活動の 普及啓発							
その他魚を育む 川づくりに寄与 する事業							
合計							

様式第 1 - 2 号

年度鳥取県魚を育む内水面漁業活動支援事業費補助金
事業の実施に要する経費に関する調書（精算額算出内訳）

事業者名 _____

(単位：円)

事業分類	対象経費の支出 (予定) 額 (A)	その他収入 (予定) 額 (B)	基準額 (C)	選定額 (A) - (B) の額 及び (C) の額を比 べて低い方の額 (D)	交付額 (E)	交付決定額 (実績時のみ) (F)	差引過不足額 (実績時のみ) (E) - (F)
ふれあい促進支 援事業							
合計							

様式第2号

年度鳥取県魚を育む内水面漁業活動支援事業計画（報告）書

1 事業分類

	河川及び湖沼内の水産資源増殖		内水面漁業又は環境保全活動の普及啓発
	鳥獣による内水面漁業活動への被害の防除		その他魚を育む川づくりに寄与する事業
	内水面漁場環境の改善		

(注) 交付申請等を行う事業分類の左欄に○を記載すること。また、本様式は交付申請等を行う事業分類ごとに作成すること。

2 事業の目的、成果

3 事業内容等

(1) 事業の実施内容

(2) 経費の支出内容

(ア) 対象経費の支出（予定）額

区 分	支出(予定)額	算 出 内 訳
報償費(謝金)	円	実績報告時は下記(イ)のとおり。
需用費(消耗品費、燃料費)		
役務費		
委託料		
合 計		

(注) 委託料は県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難であると県が認めた場合については、この限りではない。

(イ) 報償費（謝金）に係る対象経費の算出（実績報告時のみ）

活動日	活動時間 (A)	参加者数 (B)	報償費（謝金）時間当り単価 (C)	水産振興課長が別途通知する額 (D)	(A)×(B)×(C)の額及び(A)×(B)×(D)の額を比較して低い方の額
月 日	時間	人	円	円	円
月 日	時間	人	円		円
月 日	時間	人	円		円
月 日	時間	人	円		円
月 日	時間	人	円		円
月 日	時間	人	円		円
月 日	時間	人	円		円
合計					円

(注) 行が不足する場合は追加すること。

(3) その他収入の内容

区 分	収入(予定)額	算 出 内 訳
	円	
合 計		

4 他の補助金の活用の有無

有 ・ 無

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを○で囲み表示すること。
 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

5 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者

・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※消費税の取扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」「特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者」のいずれかに○をしてください。

6 事業完了（予定）年月日

年 月 日

年度鳥取県魚を育む内水面漁業活動支援事業計画（報告）書
（ふれあい促進支援事業に係るもの）

1 対象事業の実施（見込）内容

番号	事業実施主体（所在市町村）		間接補助事業費	うち間接補助額																
	実施予定事業内容（目的・概要・実施場所・収支予算内訳）																			
1	()		円	円																
	目的																			
	概要																			
	場所																			
	収入	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収入先</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	収入先	予算額		円		円	合 計	円	支出	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支出内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	支出内容	予算額		円		円	合 計	円
	収入先	予算額																		
	円																			
	円																			
合 計	円																			
支出内容	予算額																			
	円																			
	円																			
合 計	円																			
2	()		円	円																
目的																				
概要																				
場所																				
収入	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収入先</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	収入先	予算額		円		円	合 計	円	支出	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支出内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	支出内容	予算額		円		円	合 計	円	
収入先	予算額																			
	円																			
	円																			
合 計	円																			
支出内容	予算額																			
	円																			
	円																			
合 計	円																			
			間接補助事業費 合計	うち間接補助額 合計																
			円	円																

（注）行が不足する場合は追加すること。なお、別紙に記載する旨を明記し、別紙を添付してもよい。

2 対象事業の実施に伴う寄付金その他収入

区 分	収入(予定)額	算 出 内 訳
	円	
合 計		

3 他の補助金の活用の有無

有 ・ 無

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを○で囲み表示すること。
※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

4 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者

・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※消費税の取扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」「特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者」のいずれかに○をしてください。

5 事業完了（予定）年月日

年 月 日

様式第3号

年度鳥取県魚を育む内水面漁業活動支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

様

鳥取県知事

年度鳥取県魚を育む内水面漁業活動支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった魚を育む内水面漁業活動支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、鳥取県魚を育む内水面漁業活動支援事業費補助金交付要綱（平成28年3月30日付第201500187589号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

様
住所
申請者 氏名

年度鳥取県魚を育む内水面漁業活動支援事業費補助金に係る
仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知があった 年度鳥取県魚を育む内水面漁業活動支援事業費補助金について鳥取県魚を育む内水面漁業活動支援事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金交等付規則第18条に基づく確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）
金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額
金 円
- 4 要補助金返還相当額（3－2）
金 円
- 5 添付資料
（1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
（2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
（3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

